

「公証人手数料令の一部を改正する政令案」に対する意見書

2021年（令和3年）10月27日

日本弁護士連合会

法務省民事局が、令和3年10月1日付けで意見募集を実施した「公証人手数料令の一部を改正する政令案」（以下「政令案」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

政令案に賛成する。

第2 意見の理由

政令案は、現行の公証人手数料令第35条において一律5万円と定められている定款の認証手数料を、成立後の株式会社の資本金の額が100万円未満のものは3万円に、当該額が100万円以上300万円未満のものは4万円にそれぞれ改めるなどの改正を行うものである。

会社や法人の設立手続においては、定款（会社や法人の目的、組織、活動に関する根本となる基本的な規則）を作成し、それに公証人の認証を受ける必要がある。この公証人による定款認証制度の重要性については、当連合会の2018年（平成30年）1月18日付け『法人設立手続のオンライン・ワンストップ化』に関する意見書において詳細に論じたところである。

また、当連合会は、公証人の定款認証手数料に関し、公証人の手数料には合理性・相当性が認められるべきであって、公証制度の重要性、広く国民に公証サービスを提供する必要性及び公証制度を維持するといった観点から、どの程度の定款認証手数料が妥当なのかを総合的に検討すべきであるとの意見を述べた（当連合会の2019年（令和元年）10月16日付け『定款認証手数料の価格検証メカニズムの導入』に関する意見書）。

今回の政令案は、会社設立時の定款認証にかかる公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討するものと理解される。定款認証手数料を一律のものとせず、成立後の株式会社の資本金の額に応じて、100万円未満のものは3万円に、当該額が100万円以上300万円未満のものは4万円と段階的に減額することにより、国民が定款認証サービスの提供を受けやすくなり、ひいて

は、起業促進に資することには合理性があると思われる。また、資本金額に応じて段階的に引き下げられた手数料の金額は、当連合会が、上掲の『定款認証手数料の価格検証メカニズムの導入』に関する意見書」において公証人の定款認証手数料について述べた内容に反するものではない。このように、政令案には合理性・相当性が認められる。一方、法務省による政令案であって、かような案によっても、公証制度の維持等に支障が生じないことは当然の前提となっているものと思われる。

このような理由から、当連合会としては、政令案に賛成する次第である。

以上